

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております

2410号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



青空に咲く(山形県川西町)

もくじ

情 随 情	フ	政
報 想 報	ォ	策
政策リーダー	ー	
緑と愛と丘のあるまちの創造	ラ	自治体の八割が情報公開条例を制定「総務省が調査結果を公表 自然を愛し、自然との共生、都市との共生を目指す村づくり
カプセルNOW&NEW	ム	島根県柿木村
山形県川西町長 高橋和男	報	山形県川西町長 高橋和男
第二十七次地方制度調査会	報	開くものとなる。
自治体内の地域組織等	報	現に進行中の市町村合併に際し
重要事項の一つとして審議する	報	ても、もしこつした権能を基礎自治
法に、市町村が、条例によって、そ	報	体がかちうるならば、合併後に周辺
の区域内に任意で住民自治組織を創	報	地域がさびれるといった不安も制度
設する権能を付与する規定を設ける	報	的に解消できるかもしれない。合併
というものであると思われる。大い	報	によって区域を広げ新たな自治行政
に注目される。これは、憲法が規定	報	に乗り出すと同時に、旧市町村単位
している「地方公共団体」を市町村	報	で、あるいはもう少し小割にして、
内にも一つつくり、地方自治の仕	報	地域住民の自治組織を制度化するこ
組みを三層にしようというものでは	報	とができるならば、それまでに築い
ない。した	報	てきた特性や個性を維持・発展させ
がって、その	報	ることができたら。合併して区
住民自治の形	報	域を広げれ
態は市町村の	報	ば、必ず地域
自由な選択に委ねるというものである。	報	自治の充実に
一般に市町村は基礎的地方公共団	報	図るべきなの
体と呼ばれているが、三三〇万人の	報	である。このような市町村内の狭域
巨大都市自治体から二〇〇人足らず	報	自治体を「自治住区」とか「近隣自
の一島一村自治体まで、その規模も	報	治区」とか「自治区」とか呼ぶことが
地域特性も多様を極めているといっ	報	できよう。
てよい。これまでも、政令指定都市	報	ただし、こうした法制度の整備が
では必置となっている行政区を、単	報	なされるからといって、このたびの
なる出先機関の区域としてではな	報	合併を見送る小規模市町村を、憲法
く、住民自治的なものにするべきで	報	上の地方公共団体からはずして、こ
はないかという議論が行われてき	報	うした住民自治組織に移行させるこ
た。狭域自治体の制度化構想は、行	報	いった、合併後の受け皿つくりに使
政区を自治区に変えていく可能性を	報	おうとすることには賛成できない。

閑話休題

市町村内狭域自治体の創設

第二十七次地方制度調査会
は、地方制度に関し、「基礎的
自治体内の地域組織等」を重
要事項の一つとして審議する
としている。その主旨は、地方自治
法に、市町村が、条例によって、そ
の区域内に任意で住民自治組織を創
設する権能を付与する規定を設ける
というものであると思われる。大い
に注目される。これは、憲法が規定
している「地方公共団体」を市町村
内にも一つつくり、地方自治の仕
組みを三層にしようというものでは
ない。した
がって、その
住民自治の形
態は市町村の
自由な選択に委ねるというものである。

一般に市町村は基礎的地方公共団
体と呼ばれているが、三三〇万人の
巨大都市自治体から二〇〇人足らず
の一島一村自治体まで、その規模も
地域特性も多様を極めているといっ
てよい。これまでも、政令指定都市
では必置となっている行政区を、単
なる出先機関の区域としてではな
く、住民自治的なものにするべきで
はないかという議論が行われてき
た。狭域自治体の制度化構想は、行
政区を自治区に変えていく可能性を

域を広げれ
ば、必ず地域
自治の充実に
図るべきなの
である。このよ
うな市町村内
の狭域自治体
を「自治住区
」とか「近隣
自治区」とか
「自治区」と
か呼ぶことが
できよう。

(千葉大学教授・東京大学名誉教授
大森 彌)

写真募集

本誌用紙に掲載の写真を募集してい
ます。
四季折々の風物や行事など適当な写
真がありましたらご寄贈下さい。(写
真には題名、町村名を付して下さい)
なお、採否は当方に一任願います。
送り先: 全国町村会・広報部

情報公開条例(要綱等)の制定状況

平成14年4月1日現在

	都道府県					市区町村					合計	
	都	道	府	県	計	市	区	町	村	計		
条 例	14年度	1	1	2	43	47	671	23	1,581	344	2,619	2,666
	13年度	1	1	2	43	47	650	23	1,198	253	2,124	2,171
	増 減	0	0	0	0	0	21	0	383	91	495	495
要綱等	14年度	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	3
	13年度	0	0	0	0	0	2	0	4	1	7	7
	増 減	0	0	0	0	0	-2	0	-1	-1	-4	-4
合 計	14年度	1	1	2	43	47	671	23	1,584	344	2,622	2,669
	13年度	1	1	2	43	47	652	23	1,202	254	2,131	2,178
	増 減	0	0	0	0	0	19	0	382	90	491	491

総務省はこのほど、平成十四年四月一日現在の地方自治体における情報公開条例(要綱等)の制定状況をまとめた。それによると都道府県と市区町村(三二八八団体)のうち、八十一・二%に該当する二六六九団体が制定済みで、町村は、一五四三町村のうち七五・八%にあたる一九一八町村が制定済みとなった。年々二ケタ台の伸び率を示す情報公開条例化の動きは、ここに来て、「大半」といえる自治体が制度の法制化を果たしたことになる。

自治体の八割が情報公開条例を制定

1、全体の状況
都道府県と市区町村をあわせた地方公共団体全体では、三二八八団体のうち、二六六九団体が情報公開条例(要綱等)を制定済みで、その割合は八十一・二%となった。昨年度からの増加団体数は、四九一団体と約十五%の増加となった。



2、都道府県
都道府県では、全ての団体が制定済みである。
また、公安委員会や警察本部長を対象としている団体は、昨年度の四十二団体から全団体へと、完全実施となった。さらに、議会についても全団体が対象となることとなり完全実施が図られた。

3、市区町村
市区町村別にみても、市では六七五団体のうち、九十九・四%にあたる六七七団体が制定済みとなり、ほぼ完全実施に近い結果となった。また、区では都道府県と同様三三三団体が制定済みとなっている。
町については、一九八一団体のうち八〇・〇%にあたる一五八四団体が制定を終え、昨年度の制定率六〇・五%からほぼ二割の増加となった。
村については、五六二団体のうち、六十一・二%にあたる三四四団体が制定済みとなり、昨年度の制定率四十四・八%から、十六%強の増加となった。

情報公開条例(要綱等)制定率

平成14年4月1日現在

	都道府県					市区町村					合計
	都	道	府	県	計	市	区	町	村	計	
条 例	100%	100%	100%	100%	100%	99.4%	100%	79.8%	61.2%	80.8%	81.1%
要綱等								0.2%		0.1%	0.1%
合 計	100%	100%	100%	100%	100%	99.4%	100%	80.0%	61.2%	80.9%	81.2%
13年度制定率	100%	100%	100%	100%	100%	97.0%	100%	60.5%	44.8%	65.6%	66.1%

参考

市区町村数(平成14年4月1日現在)
・市(675)・区(23)・町(1,981)・村(562)・合計(3,241)

昭和五十七年(一九八二年)山形県金山町で全国に先駆け「公文書公開条例」が制定されてから二十余年、情報公開制度の条例化の動きは、近年、二ケタ台の伸びで推移しており、一〇〇%制定済みの都道府県や区に続き、市も完全制定を目前に迎える結果となった。
町村でも昨年度から二十%近い伸び率で制定化が図られており、全体の水準に並ぶ日も近い状況になりつつある。

政 策

市区町村数及び市区町村条例等の制定率

平成14年4月1日現在

	条例等を制定ずみの市区町村数					市区町村数					条例等の制定率				
	市	区	町	村	小計	市	区	町	村	合計	市	区	町	村	合計
北海道	34		113	9	156	34		154	24	212	100.0%		73.4%	37.5%	73.6%
青森県	8		21	10	39	8		34	25	67	100.0%		61.8%	40.0%	58.2%
岩手県	13		25	11	49	13		29	16	58	100.0%		86.2%	68.8%	84.5%
宮城県	10		59	2	71	10		59	2	71	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%
秋田県	9		50	10	69	9		50	10	69	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%
山形県	13		27	4	44	13		27	4	44	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%
福島県	10		48	23	81	10		52	28	90	100.0%		92.3%	82.1%	90.0%
茨城県	22		43	17	82	22		45	17	84	100.0%		95.6%	100.0%	97.6%
栃木県	12		30	0	42	12		35	2	49	100.0%		85.7%	0.0%	85.7%
群馬県	11		27	11	49	11		33	26	70	100.0%		81.8%	42.3%	70.0%
埼玉県	41		35	1	77	41		40	9	90	100.0%		87.5%	11.1%	85.6%
千葉県	33		41	3	77	33		42	5	80	100.0%		97.6%	60.0%	96.3%
東京都	26	23	4	1	54	26	23	5	8	62	100.0%	100.0%	80.0%	12.5%	87.1%
神奈川県	19		17	1	37	19		17	1	37	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%
新潟県	19		56	33	108	20		56	35	111	95.0%		100.0%	94.3%	97.3%
富山県	9		18	6	33	9		18	8	35	100.0%		100.0%	75.0%	94.3%
石川県	8		22	1	31	8		27	6	41	100.0%		81.5%	16.7%	75.6%
福井県	7		12	2	21	7		22	6	35	100.0%		54.5%	33.3%	60.0%
山梨県	7		32	12	51	7		37	20	64	100.0%		86.5%	60.0%	79.7%
長野県	17		36	67	120	17		36	67	120	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%
岐阜県	14		39	16	69	14		55	30	99	100.0%		70.9%	53.3%	69.7%
静岡県	21		46	1	68	21		49	4	74	100.0%		93.9%	25.0%	91.9%
愛知県	31		47	10	88	31		47	10	88	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%
三重県	13		47	9	69	13		47	9	69	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%
滋賀県	8		32	0	40	8		41	1	50	100.0%		78.0%	0.0%	80.0%
京都府	12		22	0	34	12		31	1	44	100.0%		71.0%	0.0%	77.3%
大阪府	33		10	1	44	33		10	1	44	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%
兵庫県	22		66	0	88	22		66	0	88	100.0%		100.0%		100.0%
奈良県	10		15	7	32	10		20	17	47	100.0%		75.0%	41.2%	68.1%
和歌山県	7		27	5	39	7		36	7	50	100.0%		75.0%	71.4%	78.0%
鳥取県	4		31	4	39	4		31	4	39	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%
島根県	8		24	5	37	8		41	10	59	100.0%		58.5%	50.0%	62.7%
岡山県	10		44	11	65	10		56	12	78	100.0%		78.6%	91.7%	83.3%
広島県	13		44	3	60	13		67	6	86	100.0%		65.7%	50.0%	69.8%
山口県	14		31	2	47	14		37	5	56	100.0%		83.8%	40.0%	83.9%
徳島県	4		25	3	32	4		38	8	50	100.0%		65.8%	37.5%	64.0%
香川県	6		17	0	23	6		33	0	39	100.0%		51.5%		59.0%
愛媛県	12		39	7	58	12		44	14	70	100.0%		88.6%	50.0%	82.9%
高知県	9		17	5	31	9		25	19	53	100.0%		68.0%	26.3%	58.5%
福岡県	24		49	2	75	24		65	8	97	100.0%		75.4%	25.0%	77.3%
佐賀県	7		27	3	37	7		37	5	49	100.0%		73.0%	60.0%	75.5%
長崎県	8		52	1	61	8		70	1	79	100.0%		74.3%	100.0%	77.2%
熊本県	11		26	8	45	11		63	20	94	100.0%		41.3%	40.0%	47.9%
大分県	11		33	8	52	11		36	11	58	100.0%		91.7%	72.7%	89.7%
宮崎県	9		16	6	31	9		28	7	44	100.0%		57.1%	85.7%	70.5%
鹿児島県	14		37	1	52	14		73	9	96	100.0%		50.7%	11.1%	54.2%
沖縄県	8		5	2	15	11		17	24	52	72.7%		29.4%	8.3%	28.8%
合計	671	23	1,584	344	2,622	675	23	1,981	562	3,241	99.4%	100.0%	80.0%	61.2%	80.9%

現地レポート

平成13年度活力のあるまちづくり総務大臣表彰【経済産業部門】

自然を愛し、自然との共生、都市との共生を目指す村づくり

かきのきむら

島根県 柿木村



棚田オーナーによる田植え風景

◆日本で一番古い村

柿木村は、島根県の西南端に位置し、人口約一、九〇〇人、総面積一三七平方キロで、内山林原野が実に九六%を占める山村です。

また本村は、明治二十二年の市制・町村制で発足し、以後市町村合併をすることなく今日に至っています。村制施行から百十余年にわたり行政区域を変更することなく続いており、日本で一番古い歴史を持つ、村でもあります。

◆古くから農林業中心の村

本村の産業は、立地条件から農林業を中心とする第一次産業が中心であります。農業は、圧倒的に高い林野率(九六%)、僅かな耕地(二%)という条件のもとで行なわれており、平均耕作面積は五五aと極めて零細であり、水稻を基幹作物とし、有機野菜、椎茸、栗、わさび、和牛等を組み合わせた複合経営と賃金収入を加えた二種三種兼業農家で維持されています。

近年価格の低迷により、椎茸わさび等の特産物の生産が大幅に落ち込む中であり、有機農産物の生産は拡大傾向にあり、本村の産業推進の柱となってきました。

◆健康と有機農業の里

一九六〇年以降の高度経済成長は、私達に物質的豊かさで便利さをもたらしてくれたが、一方で公害という名の自然破壊や生命破壊をもたらしました。

村でも、若者は高所得を求め都市へと流出し、出稼ぎや離農が始まり、村の人口も減少して過疎の村と呼ばれるようになり、農業も三ちゃん農業と言われていました。オイルショック前後からUターンも見られるようになり、モノの豊かさからココロの豊かさへ求め、都市から農村へ、経済優先から環境や健康優先へと人々の考え方も少しずつ変わりはじめました。

有機農業の始まりは、一九八〇年、村の若者数人が中心ではありましたが、安全な食べ物を求める山口県岩国市の消費者との交流によりです。

一方、米の生産調整や特産物の価格の低迷は、農家収入に大きな



フォーラム

道の駅収穫祭



痛手を負わせました。本村の場合、規模拡大、機械化、単作による近代化農業の中には将来展望は見出せない状況があり、行政も農業振興に向けた新たな特産品づくりに焦りもありました。徐々に広がりを見せる有機農業の取り組みは、小規模であっても自給的豊かさ求め、さらにその生産物を消費者が求め、自然との共生、村と町との共生を図ることであり、これこそが小さな村に残された希望と思われました。

一九八一年柿木村有機農業研究会が発足し、新たに山口県徳山市

や島根県益田市の消費者との提携が行なわれました。その後村の学校給食、山口県光市の学校給食センターや生協とも提携して米や野菜の供給を行なうようになり、有機農業の取り組みは確実に伸びてきました。

一九九一年村の総合振興計画の中で「健康と有機農業の里」づくりを柱とした村づくりの方針が確立されました。以来、有機農業を通じての都市との交流を産業振興の柱にすえ、住民と一体となった取り組みが行なわれています。また、年毎に広がりを見せている有機農業の取り組みは、村と都市との交流を盛んにしています。

◆期待される交流の拠点

平成六年（一九九四年）農業構造改善事業により、道の駅の隣にふれあい会館を建設しました。これは、有機農業で出来上がった都市とのつながりをより推進していくための施設であり、生産者の技術向上のための研修施設として活用されています。隣の道の駅では、毎朝取り立ての有機野菜が並び、多くの人がそれを求めて

やってきます。休日はいつも朝市が立ちます。ここが今、「健康と有機農業の里」柿木村を象徴する場となっています。

◆大井谷棚田保全と地域づくり

大井谷地区の棚田は、古くは室町時代から藩政時代にかけて築かれたもので、約六〇〇年間幾度の積み直しや補修を経て約六〇〇枚の石積み棚田が現在に引き継がれています。等高線状に広がる棚田は中山間で美しい自然を有する本村の象徴的な景観として脚光を浴びており、平成十一年に全国棚田百選に選ばれました。

地区の戸数は二〇戸、人口七〇人でこの内農家は一四戸、内一三が兼業農家であり、棚田の水田面積は三〇年前までは一七ha、約一〇〇枚が耕作されていたが、減反政策で現在は約八haまでに減少しています。棚田は過酷な農作業が強いられることから担い手も不足し、農家の高齢化ともあいまって存続が危ぶまれていました。平成八年以降、圃場整備の導入も含め勢力的な地区座談会を開催し、棚田をどうしていくか議論を重ねました。圃場整備については、地形的に作付け面積が半減することや事業費がかさむことから断念することとなりました。

棚田まつり



こうした中、平成十年二月に本村で開催された棚田地域振興座談会「棚田を考える会」では、棚田の仕組みを学習し、棚田景観アドバイザーや有機農業でつながりのある都市消費者等を迎え、棚田を生かした地域づくりについて活発な議論がされました。この会をきっかけとして四月に棚田を生かした地域振興を行なうための地元住民組織「助けはんどうの会」が立ち上がり、取り組みが一気に盛り上がってきました。また、地元住民、行政（村、県）、アドバイザー等から成る棚田地域振興検討会を発足し、棚田の歴史的検証、都市交流、棚田整備、農地保全等多面的な検討を行い大井谷地域振興計

フォーラム

棚田オーナーによる刈り取り風景



開始しました。一口
一a当たり三六、〇〇
〇円で、当初は一〇組
を計画していたが、広
島県や山口県から二
八組の申し込みがあ
り、全てオーナーとし
て受け入れられました。
平成十二年は二六組、
平成十三年は三〇組、
平成十四年には三六
組となり、増加の一途
をたどっています。
平成十三年のオー
ナー三〇組のうち継
続は二七組で、大半が
継続していることも、
この特徴の一つで
す。

画を策定しました。
「助けはんどこの会」では、平成
十年より大井谷の棚田のPRと都
市との活発な交流を図るため「第
一回棚田まつり」を開催したほか、
棚田米については、大井谷棚田米
としてオリジナル袋を作成し、独
自の作成基準で生産した棚田米を
直販や道の駅等で5kg入り二、八
〇〇円で販売しています。

また、平成十二年か
ら新たな取り組みとして棚田トラ
スト制度を開始しました。トラス
ト制度の内容は棚田保全に協力し
たいという都市の住民に呼びか
け、一口一〇、〇〇〇円の資金援
助を求めるもので、参加者には十
一月に一口当たり5kgの棚田の新
米を送るほか、棚田に対する情報
を提供しています。毎年八〇口の
申し込みがあります。

大井谷棚田保全の取り組みは、
まだ始まったばかりではありません
が、多くの成果をもたらさせていま
す。棚田ブームとも重なり、大井
谷の知名度もかなり上がりまし
た。棚田米もブランド化され高値
で取引され、地区農家の収入増に
つながっています。このことが地
域の女性たちに刺激を与え、「棚
田工房」という加工グループの結
成に結びつきました。現在は、石
臼ひきの豆腐や棚田で取れた野菜
の漬物などの加工が中心ですが、
豆腐づくりでは、加工体験の受け
入れも行なっており、新たな交流
が期待されます。ハード面の整備
では、県事業も導入され、耕作道
や用水路、耐久性畦畔の整備によ
り農作業の省力化が図られまし
た。そしてオーナーだけでなく、
棚田にひかれてやって来る多くの
人達、今まで考えられなかった光
景は地域の人達を大きく変えまし
た。棚田の価値の再確認と地区へ
の誇り、宝の棚田をいつまでも保
存していこうという機運が盛り上

お客様からの100の課題に、
100の答えを示せる銀行でありたい。

- 信託業務 ●預金・為替業務 ●融資業務
- 年金業務 ●不動産業務 ●証券業務
- 個人財産総合コンサルタント業務

中央三井信託銀行

三菱信託銀行 MTFG

選べる、ふやせる、商品いろいろ。

投資信託	外貨定期
グローバル	スーパー定期
スプリング	ヒット

商品のくわしい内容は、窓口の説明書でご確認ください。

本店 電話03-3212-1211

© Frocken Water & Co. 2001 Licensed by ©rights Group

フォーラム

オーナー交流会の様子



がっていることがなんといつても大きな成果であります。また、平成十三年には、村内外からの棚田保全の応援団（ボランティア）も育ち、遊休棚田の復旧も行なわれるようになりました。

◆アンテナショップでさらなる飛躍
本村は何回も言ってきましたが、「健康と有機農業の里」づくりを村づくりの基本とし、有機農業を通じての都市との交流を産業振興の柱としています。広島や山口を中心に、確たる消費者が出来るが、本村の知名度も大きくなっています。今回の受賞は、大井谷地区の棚田オーナー制度や住民組織「助けはんどうの会」による棚

田保全の取り組みが、この交流をより広範で確実なものとし、産業振興につながっていることが評価されました。これは地区の取り組みだけでなく、自然を大切にし、自然との共生、都会との共生を目指した村づくりを村民一体となつて取り組んできた成果と思っております。

現在、平成十五年の四月のオープンを目指し広島にアンテナショップを計画しています。これは、本村の有機農産物を中心に販売を行なうもので、安心・安全にこだわった店です。この出店に向け現在準備を行なっているところです。この目的は、農家の収益を上げることありますが、「かきのきむら」の知名度とイメージをもっともつと上げることにあります。このアンテナショップが成功し、本丸である柿木村で更なる交流が巻き起こればと期待しているところです。小さく、これといった産業が確立していない本村が生き延びる道は、「自然との共生」「都市との共生」を推進していくことだと思っています。

(柿木村企画調整課 齋藤明久)

平成14年度「女性に対する暴力をなくす運動」を実施



男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進している政府の男女共同参画推進本部は、このたび下記の要綱により「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することを決定した。本運動は地方公共団体、女性団体等関係団体との連携、協力のもと、社会の意識啓発など女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化し、女性の人權の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に実施するものである。

1. 趣旨

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人權を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

本来、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、消して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある。

この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとする。

また、女性に対する暴力の根底には、女性の人權の軽視があることから、女性の人權の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。

2. 実施期間

平成14年11月12日(火)から11月25日(月)までの2週間
(11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」)

3. 主唱 内閣府その他の男女共同参画推進本部構成省庁

4. 協力を依頼する機関・団体

地方公共団体、女性団体その他の関係団体

5. 運動の重点

本年度は、内閣府において「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を作成したことから、このシンボルマークを積極的に活用するなどにより、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は女性に対する暴力であり、決して許されないものであるとの社会的認識を更に徹底することに重点を置く。

6. 運動の実施事項

- (1)ポスター、リーフレットの作成配布、テレビ、ラジオ等のメディアを利用したキャンペーンなど、広報活動を実施する。
- (2)講演会、座談会等を開催するなど、啓発活動を実施する。
- (3)臨時的相談窓口を開設するなど、被害相談活動の一層の充実を図る。
- (4)女性に対する暴力に係る犯罪行為の未然防止を図るため、女性に対する防犯指導や青少年に対する生活指導、街頭補導等を重点的に実施する。
- (5)女性に対する暴力に係る犯罪行為の取締り及び関係営業に対する行政指導を強化する。

情 報

カプセル Now & New

北海道 留辺蘂町

地場産業振興条例を制定
町は、新たな地場産業振興の方向性を模索しようと、「地場産業振興条例」を制定した。同条例では、農業、林業、林産業、観光業のほか、町民生活に密接な商業も地場産業に含め、アイデア、情報の提供を町民の役割とし、産業間連携や共同化を推進することを規定している。

「まちづくり活動推進会」宮城県 大和町
制度を導入

町は、町民のまちづくり活動を支援していくため、活動の企画書に基づき認定した団体に三十万円を上限に活動費の三分の二を補助する「まちづくり活動推進会」制度を導入している。昨年度は、町内の古木を調査し本にまとめた「大和町名木古木を守る会」などを認定した。

山形県 高畠町
ISO14001の認証を取得

「まほろばの里」と呼ばれる豊かな自然環境に恵まれた町は、ISO14001の認証を取得した。町では現在、省エネルギーやリサイクル等の推進、有機農業先進地という地域特性を生かした運動、小学生が中心となったごみゼロ活動などの環境教育に取り組んでいる。

総合福祉施設がオープン 栃木県 小川町

町は、町内を流れる那珂川の

原稿募集!

あなたのまちのユニークな施策等の情報をお寄せ下さい。

*百二十字程度の原稿を郵送・FAX又はE mailで全国町村会広報部までお送り下さい。

近くに総合福祉施設「まほろばゆうゆう園小川」をオープンさせた。敷地内には、温泉施設のまほろばの湯・湯親館、あじさいホール、ふるさとロτζジなどが整備され、また、地元農産物を販売する施設もあり、まちおこしに役立てていく。

全国門前町サミット 千葉県 前町サミット 開催に向け準備を進めている。同サミットは、

門前町を抱える全国の市町村や団体が、観光や商業の振興に向けた情報交換、交流促進を目的に開催しているもので、町はサミットを通して「鯛のまち」を積極的にPRしていく。

町営バスの回数券を 富山県 立山町
郵便局でも販売

町は、これまで役場と、起点・終点にある店舗で販売していた町営バスの回数券を、町内四か所の郵便局でも購入できるようにした。購入場所を増やし町民の利便性を高めるのがねらい。町と郵便局は、「ごみの不法投棄や道路の危険箇所を発見についての協定も締結している。

長野県 中川村
公用車等の 午後三時以降の点灯を実施

村は、交通事故防止を目的に村の公用車と職員個人の車について、午後三時以降は点灯することを取り決め、実施している。村長が米国カリフォルニアを視察した際、終日点灯を行っ

ているのを知って導入したもので、安全のため、村民にも協力を呼びかけている。

公共施設に三か国語の 大阪府 表記プレート掲示 島本町

登録外国人数が約二三〇人になる町は、国際化の進展に伴い外国人住民の増加が予想されるため、町内の幼稚園・保育所、小中学校、消防署など二五か所の公共施設に、英語、ハンゲル、中国語で施設名を表記したプレートを順次掲示している。

小中学生対象に 奈良県 「三二町史編さん室」を開設 王寺町

町は、完全学校週五日制がスタートしたのに伴い、毎月一回土曜日に歴史学習講座「三二町史編さん室」を開催している。小学五年から中学三年までの二十人が参加し、歴史を体験する現地学習や歴史地図の作製を体験し、最終回には「三二町史」をまとめていく予定。

鳥根県 東出雲町
新型コンバイン 購入者に助成

町は、同町に本社のある農機メーカーが協力を会社に生産の一部を一任するモジュール方式で新型コンバインを発売するに伴い、同製品購入者に最大十万円を助成する「新農業機械販売促進助成事業」を導入した。制度を通じ町内中小協力企業に技術力を磨いてもらうのがねらい。

岡山県 旭町
職員の顔写真を ホームページに掲載

町は、町民に親しみやすさを

持つてもらおうと、職員七十五人と議員十二人全員の顔写真を所属部署ごとにホームページに掲載している。各課のお知らせや職務内容のほか、職員の顔が分かることから町民には好評で、各課に電子メールを送れる機能も備えている。

温泉施設敷地内に 広島県 特産品の直売所を開設 湯来町

町では、町営温泉保養館「クアハウス湯の山」の駐車場内に、新鮮な野菜や加工品などの特産品を販売する「きんさい湯の山直売所」を開設した。町内の農家が年会費と売上金の一部で運営し、都市部の消費者との交流拠点を目指していく。

山口県 美和町
全職員の給料を 二%カット

景気低迷に苦しむ町民と痛みを分かち合うため、町は今年度の一年間に限り、町長など特別職も含む全職員の給料を二%カットしている。その結果、一千百万円の財源削減を見込んでいた。また、昇給停止年齢も五十八歳以上から、五十五歳以上に引き下げた。

鹿児島県 隼人町
「草の根講師養成講座」を開催

町は、男女共同参画を推進する地域リーダーを養成するため「草の根講師養成講座」を開設した。今年三月に策定された男女共同参画プランに基づく具体的施策として実施したもので、講座終了後は、出前講座の講師などとして活動してもらう。

カプセル Now & New

情 報

薄毛の傾向と対策

矢端 正克
医学博士

薄毛は中高年男性だけの問題ではない

最近テレビを見ていると、以前よりカツラや増毛のコマーシャルが増えてきたような気がします。雑誌などでもはげ対策、薄毛対策の特集が目につきます。

最近では中高年の男性だけでなく、中高年の女性、若い男性も薄毛に悩んでいる人が多くなりました。八五〇万人の男性が抜け毛におびえ、薄毛に悩んでいるというデータもあります。私の知人の中には、頭頂部の脱毛が気になるからか決して深くおじぎをしない人、不自然な髪型でハゲを隠したり、もみ上げを極端に長くしたり、中には急にあごひげを伸ばし始めたりする人がいます。気持ちよくわかりませんが、不自然に隠すよりハゲを見せてしまったほうが、かえって目立たなくなると思うのですが。汗を分泌させたりして、なんとか体温の上昇を防ごうとしています。

一日一〇〇本程度は

寿命抜ける

なぜ年をとると髪の毛が抜けてしまうのでしょうか。そもそも頭髪の本数は一人あたり、約一〇万本あり、一日に、四ミリくらい伸びています。一本一本の髪には、三段階のヘアサイクル(毛周期)があります。まず成長期。これは、毛をつくり出す毛母細胞が細胞分裂を繰り返して毛が伸びる時期で、だいたい五〜六年間、その後、毛母細胞が細胞分裂を停止し、成長が止まって退縮していく退行期となり、これが約三週間。最後に、毛の成長が停止しつづける休止期が四〜六か月間というサイクルです。

毛髪は、休止期の後に抜け落ちます。自然の摂理、寿命です。この抜け毛は、一日に一〇〇本以内であれば、生理的脱毛といわれ心配ありませんが、この数が多すぎるのが、いわゆる脱毛です。壮年性脱毛は、休止毛がどんどん抜け、髪が徐々に薄くなっていきます。年をとって、だんだんはげていくのは生理的ですが、若いうちにどんどん抜けてくるのが男性型脱毛症です。

そもそも髪の毛は頭皮の表面から六ミリの深さから生えていて、そう簡単に抜けるものではありません。どうしてばさばさと抜け落ちてしまうのでしょうか。簡単にいうと、うぶ毛がだんだん太く、固く、長い毛へと成長していく期間(成長期)がどんどん短くなるために、ちょっと伸びたころに、もう抜けてしまつづまり、うぶ毛化が進むのです。

抜け毛対策は

毎日続けることが大切

ハゲの原因としては、男性ホルモンの影響やストレスによる自律神経の不調、動脈硬化による血行障害も脱毛の原因になりますし、もちろん遺伝的な要素もあります。このようなハゲ、薄毛に対して確実な予防法はあるのでしょうか。

大切なのは、やはり規則的な食事と睡眠をとること。ストレスをためない健康的な生活をする事です。酒、タバコもほどほどにして、パランスのとれた生活をすれば、髪の毛の栄養もきちんと保たれます。髪自体の手入れとしては、髪がベタベタしがちの人は、毎日でもシャンプーをして髪をきれいにするというより、地肌をきれいにすることです。そのためにも、しっかりとシャンプーを洗い流さなくてはなりません。また、ドライヤーの過度な使用やパーマなどは髪を傷めるので、できれば髪は自然乾燥がベストです。

頭皮のマッサージは脱毛予防に効果的ですが、あくまで頭全体を指先で軽くもむようにするのがコツです。頭にはツボが集中しているので、マッサージは血行をよくすると同時に、体全体の活性化につながります。このようなことを毎日続ければ、絶対ではありませんがましがいなく効果があります。ほかに、頭皮の血管を拡張させる市販の育毛剤・養毛剤も十分とはいえませんが、少しの効果はみられます。

損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町 1 - 11 - 32 全国町村会館西館内

☎ 03 - 5512 - 4726(代)

営業所(全国24か所)

随 想

緑と愛と丘のあるまちの創造



山 形 県
かわ川 にし西 町 長
 高 橋 和 男

地方分権が具体的に進展し、地方の自立が課題となっている状態ですが、反面自らを振り返るよい機会でもあります。本町の町づくりについて雑感を綴ってみたいと思います。

川西町は、山形県の南部、県の母なる川「最上川」上流の西側に位置し、その地理的条件がそのまま町名となった町です。町の約四割は山林ですが、殆どがなだらかな丘陵を成し、裾野には豊饒な水田が広がる自然景観に恵まれた農村地帯です。明治初頭にこの地にたどり着いたイギリスの女流旅行家イザベラバードは、著書「日本奥地紀行」の中で、美しい日本の原風景と出会った感動を「東洋のアルカディア」と言い表しています。

豊かな自然環境を生かした農業

が基幹産業で、米、牛肉、酒などが特産品として上げられます。とりわけ水田農業が盛んで、古くから水稲栽培技術の研究に熱心な風土が醸成され、昭和四十三年には反収日本一にも輝いています。本

町の篤農家の著書「誰でも出来る五石どり」は、米作りのバイブルとして当時のベストセラーでした。米余りの昨今、これらの技術と熱意は良質米生産へと向けられ、今なお米作りの里は健在です。また、本町は古くから米沢牛の生産地としてつとに名高く、むかし曲屋で牛を家族の一員として扱って来た風習が、現在の畜産業振興に結び付いています。

本町の自然、すなわち緑は人々の生活と生産の舞台であり、丘陵群はその舞台に命を吹き込む源です。舞台の上で人々の良好な連

携、交流を促進すること、すなわち愛をもって生きるところを地域社会創造の理想と位置づけ、「緑と愛と丘のあるまち」創造を標榜しながら、町づくりを進めて来ました。

ふるさと創生が潮流となった頃から、新たな地域づくりを模索し、地域間交流を促進するとともに、地域からの情報発信を行う中から新たな文化の創造を目指す「フレンドリーヒルズ構想」が平成二年に旧自治省のリーディングプロジェクト事業の採択を受け、「であいの丘」と「ふれあいの丘」を中心とした新たな町づくりに取り組みました。であいの丘の拠点施設として、平成六年に完成したフレンドリープラザは、演劇ホールと図書館が一体となった複合文化施設であり、本町出身で名誉町民でもある直木賞作家井上ひさし氏の蔵書を基とした遅筆堂文庫が設置されています。氏は言語学に精通され、言語関係の文献は日本屈指の収蔵と内容を誇るなど、情報発信機能を十分に発揮しています。

ふれあいの丘は、温泉保養施設「まどか」を中心に整備し、その隣地には、川西タリヤ園（表紙写真）を整備しています。タリヤは、以前から多くの町民が栽培し、現在

町の花としています。タリヤ園は、六五〇種、五万本のタリヤが咲き競い、観光の一大拠点となっています。今ではタリヤの原産国であるメキシコや全国でタリヤを栽培する市町村との交流も盛んになつて来ており、多様な人と地域の交流を実現しています。

私は、町長就任前、商店経営の傍ら四十五年にわたって消防団活動に打ち込み、県の消防協会長も経験してきましたが、諸々の活動を通して民間活力を活かすことが町づくりの原点と感じ、町民と行政の協働に専心してきました。幅広い交流の具体化、他に誇り得る町づくりは、まさに協働の成果であり、町民一人一人の努力の賜と感謝しています。

現下、環境対策が地球規模の課題としてクローズアップされる中で、新たな世紀二十一世紀は水の世紀とも呼ばれ、水資源と食糧の確保が大きな課題と予測されています。美しい自然が最も貴重な財産になるものと思います。生活環境の基盤となる自然と食の原点である農業を守り、継承して行くことが我々の大きな使命の一つと意識しながら、「緑と愛と丘のあるまち」創造を念頭に、地域振興に一層の情熱を傾けたいと思うこの頃です。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

国保特別調整交付金で通知

厚生労働省

厚生労働省は八月八日、平成十四年度の国保特別調整交付金の交付基準について全国に通知した。

交付基準として、「医療費通知」を年六回以上実施し、かつ、通知内容として、受診年月、受診者名、医療機関の名称、入院・通院の日数、医療費の別、入院・通院の日数、医療費の額を記載している保険者を対象とし、更に減額通知を適正に通知している保険者については加算（通知世帯数×六〇円）対象としている。

健保法の改正に伴う、市町村国保への財政支援として、被保険者の規模別に一保険者当たり五十万円、五百万円まで、高額療養費算定システムを国保連に委託せず、独自開発する保険者には二五〇万円を上限に半額を加算することとしている。

また、保険料（税）収納率の確保・向上として、見込みでなく、交付申請時点における直近の実績として、一月末日の収納率を用いて、前年度における一月末日現在の収納率の推移等により交付の判断を行う、市町村保険者が被保険者の健康の保持、増進に資する事業（特にエイズ予防）に努めた場合に評価する、健康診査事業（基本健診、ガン検診、歯科検診、人間ドック等）にかかる費用については、事業主責任や費用負担の明確化を図る観点から、保健事業の助成対象経費から除外する等の交付基準を示している。

平成十三年 度 版
「過対策の現況」まとまる

総務省自治行政局過疎対策室は、この度、平成十三年度版「過疎対策の現況」について公表した。

過疎指定団体は、二一〇市町村で、全体の約四〇％弱を占めている。人口は全国の約六％に過ぎないが、面積は国土の約半分を占めている。人口動向状況は、自然減と社会減の幅が同水準となっている。人口構成では高齢者比率が二九・三％と高い。（全国は一七・三％）

また、財政状況は、歳入歳出ともに全国市町村平均の三割程度、財政力指数も〇・一九と、財政力は極めて脆弱である。

生活環境の整備については、改善してきているものの、交通アクセス同様、依然として格差があるとしている。定住・交流の促進策としては、集落移転、集落再編等についても取り組んでいる。

なお、昭和四十五年度から平成十一年度までの過疎対策事業の実績については、「交通通信体系の整備」に代わって、「産業の振興」「生活環境の整備」「高齢者の保健・福祉」のシユアが年々増加しており、時代のニーズにのびて的確に変化しているとしている。現行の自立促進法に基づく前期自立計画（平十二丁十六）においても、同様の傾向が強まっている。

新たな土地利用の枠組みで論点整理

農水省有識者懇談会

農水省の「農山村地域の新たな土地利用の枠組み構築に係る有識者懇談会」座長 生源寺眞一（東大大学院教授）は、これまでの検討を踏まえ、このほど「論点整理」を行った。

同懇談会は、法律による諸規制から、市町村の土地利用調整条例を基本とした新たな枠組みへの移行を検討することとした本年四月の「食」と「農」の再生プランを受け、個別の地域事情に応じた独自の農山村づくりを目指す市町村の支援策について、専門的、制度的見地から検討を進めてきた。

「論点整理」では、新たな制度の目的を「美しい里地や里山の保全・再生などに住民参加で取り組み、農山村の魅力を持続・向上させる動きを促進する」と規定。具体的には、農地法、農振法等、個別法により画一的に規制されてきた農地転用を、今後は、市町村条例及び地区の合意に委ねるといふ方針のもと、市町村が制定する条例により、土地所有者間で「農地等保全協定」を締結したり、市町村が「農地を農地以外のものとする権利」を設定して土地所有者から権利を買い取るといった契約的手法を導入する等の考え方を示した。

農水省は、この「論点整理」を踏まえ、今後新たな法制度の検討に入り、来年の通常国会提出を目指すとしている。

2002年 新市町村振興宝くじ

オータム ジャンボ^{宝くじ}

1等・前後賞合わせて

2億円

●1等:1億5,000万円/前後賞各2,500万円 ●2等:1,000万円 ●3等:100万円



恵みの
秋の予感。

9/26^木より発売!!

- 発売期間 平成14年9月26日(木)~10月11日(金)
- 抽せん日 平成14年10月17日(木)
- 当せん金支払い開始日 平成14年10月21日(月)

売り切れしだい発売終了!

1枚300円!



この宝くじの収益金は
市町村の明るい街づくりや環境対策、高齢化対策など
地域住民の福祉向上のために使われます。

財団法人全国市町村振興協会